等々力緑地内施設の公共施設等運営権の設定について

次のとおり等々力緑地第3駐車場の公共施設等運営権を設定する。

令和5年2月13日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

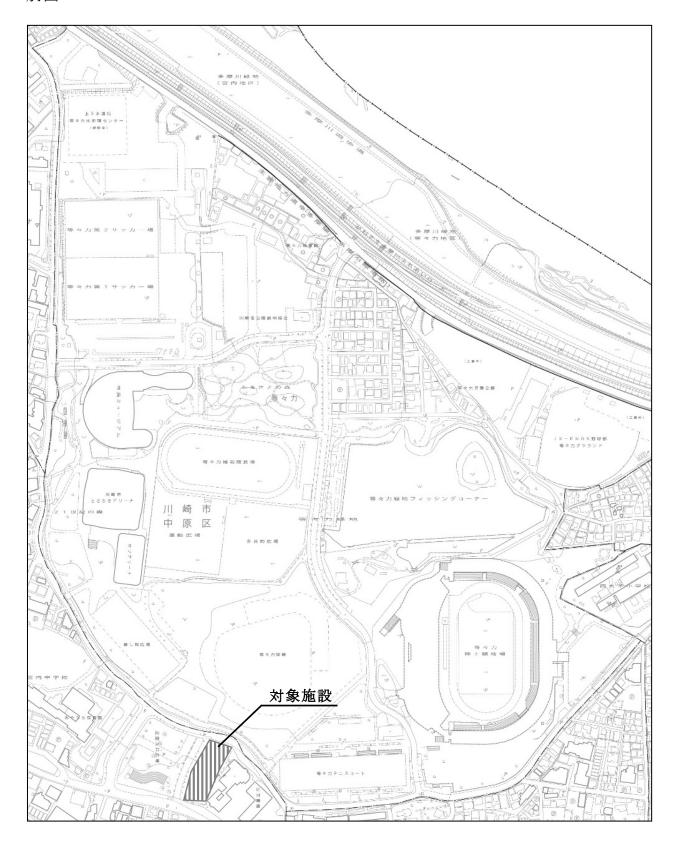
- 公共施設等の名称
 等々力緑地第3駐車場
- 2 公共施設等運営権者

川崎市中原区小杉町3丁目472番地 川崎とどろきパーク株式会社 代表取締役 小井 陽介

- 3 公共施設等の立地等々力緑地(川崎市中原区等々力1番ほか)
- 4 公共施設等の規模及び配置
 - (1) 規模 面積 2,546.3平方メートル
 - (2) 配置別図のとおり
- 5 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
 - (1) 統括管理業務
 - (2) 維持管理業務

- (3) 運営業務
- (4) 自主事業
- 6 公共施設等運営権の存続期間

令和5年4月1日から令和35年3月31日まで



提案理由

等々力緑地内施設の公共施設等運営権を設定するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定により提案するものである。